

一般競争入札

## 新潟県有地売却のご案内

【旧新潟地域振興局舎駐車場跡地 入札日:令和2年10月9日】

令和2年度

新 潟 県

— 目 次 —

1	売払物件	1
2	現地説明会から物件引渡しまでの流れ	1
3	現地説明会	2
4	入札及び開札	2
5	入札参加資格	2
6	入札に必要なもの	2
7	契約の締結及び売買代金の支払	3
8	所有権の移転等	4
9	用途の制限	4
10	入札不調物件の売払申込	5
◎	物件調書・案内図・明細図	6～8
◎	杭伏図	9
◎	入札心得	10～12
◎	「入札書」及び記載例	13～14
◎	「入札書」（代理人による場合）及び記載例	15～16
◎	「委任状」及び記載例	17～18
◎	「封筒」記載例	19
◎	暴力団等の排除に関する誓約書	20
◎	県有財産売買契約書	21～23
◎	県有地売払申込書	24

## 1 売払物件

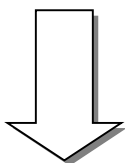
以下の物件を一般競争入札<sup>\*</sup>で売却します。

※ 一般競争入札とは、県があらかじめ決めた価格（最低売却価格）以上の金額で、最も高い金額をつけた方に購入していただく方法です。

- (1) 物件名 旧新潟地域振興局舎駐車場跡地
- (2) 所在地 新潟市中央区川岸町三丁目 21 番 1
- (3) 土地面積 3,289.84 m<sup>2</sup> (実測面積)
- (4) 最低売却価格 265,000,000 円 ※最低売却価格未満では落札できません。

## 2 現地説明会から物件引渡しまでの流れ

### ① 現地説明会

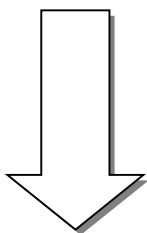


令和2年9月8日(火) 午前10時から

場所：物件の所在地で行います。

事前申込：参加希望者は現地説明会の前日までに管財課にご連絡ください。

### ② 入札及び開札

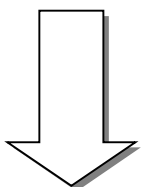


令和2年10月9日(金) 午前10時から

場所：県庁16階 入札室

入札時に「入札保証金」として契約金額の5%以上の現金又は金融機関振出小切手（自己宛小切手）が必要となります。落札者以外には開札後還付します。落札者は契約保証金の一部に充当します。

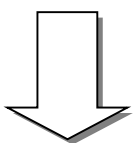
### ③ 契約の締結



契約締結の期限：入札の日から起算して30日以内

契約時に「契約保証金」として契約金額の10%以上の現金又は金融機関振出小切手（自己宛小切手）が必要となります。契約保証金は申出により売買代金の一部に充当することができます。

### ④ 売買代金の支払い



納付期限：納入通知書の発行日から起算して30日以内

契約締結時に発行する納入通知書により期限（発行の日から起算して30日以内）までに全額納付してください。

### ⑤ 所有権移転登記

売買代金の納入を確認後、売払物件を引き渡し、県が所有権移転登記を行います。

### 《問い合わせ先》

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁5階

新潟県総務管理部管財課 担当：高橋、天野

電話：025-280-5064（直通）

FAX：025-280-5009

メール：[ngt010080@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt010080@pref.niigata.lg.jp)

### 3 現地説明会

- (1) 日 時：令和2年9月8日（火）午前10時から
- (2) 場 所：物件の所在地（駐車場はありません）
- (3) 事前申込：参加希望者は現地説明会の前日までに管財課にご連絡ください。

【注意】 現地説明会に参加しなくても入札に参加することができますが、現地及び物件調書をよくご確認ください。

### 4 入札及び開札

- (1) 日 時：令和2年10月9日（金）午前10時から
- (2) 場 所：県庁16階 入札室  
新潟市中央区新光町4番地1
- (3) 手続き：詳細については、10ページからの「入札心得」をご覧ください。

【注意】 入札参加者は入札開始時刻までに必ず会場に入場してください。

入札当日は、入札条件及び物件内容等については、承知されているものとして説明しませんので、本書をお読みいただき、不明な点については、あらかじめお問い合わせください。（問い合わせ先：1ページ）

### 5 入札参加資格

地方自治法施行令第167条の4及び新潟県暴力団排除条例第2条に該当する者は入札に参加できません。

【例】(1) 成年被後見人

- (2) 未成年者、被保佐人または被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) 暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者

### 6 入札に必要なもの

- (1) 入札書・・・13～16ページ参照

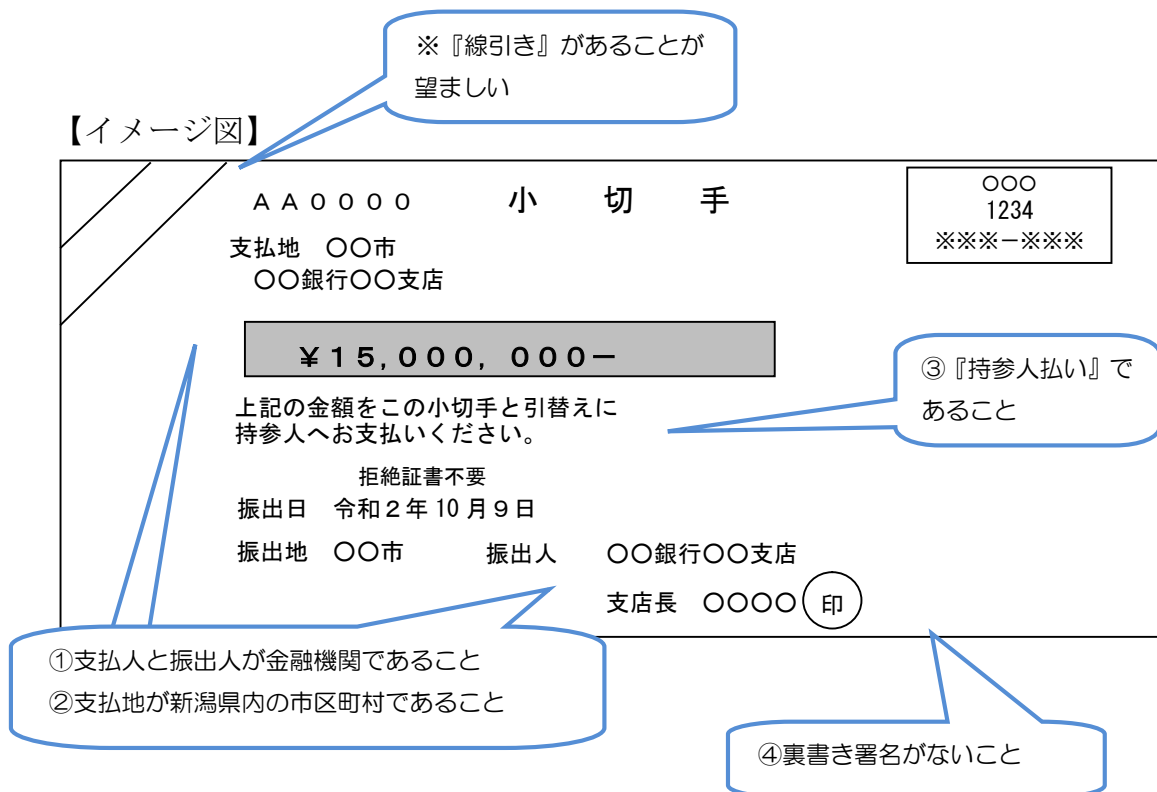
※入札書の作成方法は、10ページからの「入札心得」をご覧ください。

- (2) 入札保証金（契約金額の**5/100以上**の現金又は金融機関振出小切手（自己宛小切手））

- ・ 金融機関振出小切手（自己宛小切手）は、裏書き署名のあるものは無効です。
- ・ 入札保証金は、落札者以外の方には開札後還付します。落札者については、契約保証金に充当します。
- ・ 落札者が売買契約を締結しないときは、入札保証金は県に帰属することになりますのでご注意ください。

## 【使用できる金融機関振出小切手（自己宛小切手）】

- ① 支払人と振出人が金融機関であること。
  - ・ 支払人と振出人は同一の金融機関でなくともよい。
- ② 支払地が新潟県内の市区町村であること。
  - ・ 支払地が新潟県外となる小切手を希望する場合、使用可能か事前に問い合わせてください。
- ③ 持参人払いであること。
- ④ 裏書き署名がないこと。



(3) 封筒（大、小各1部）・・・19ページ参照

(4) 印鑑（入札書に使用しているもの）

(5) 身分を証明する書面（運転免許証、又は健康保険被保険者証等）

## 7 契約の締結及び売買代金の支払

### (1) 売買契約締結時期

落札者と落札の日から起算して**30日以内**に売買契約を締結します。この日までに売買契約を締結しない場合は、落札者の資格を失い、入札保証金は県に帰属することになります。

### (2) 契約締結に必要なもの

ア 印鑑（法人の場合は代表者印、個人の場合は実印）

イ 印鑑（登録）証明書

#### ウ 収入印紙

契約金額	収入印紙の額
1億円超～ 5億円以下	60,000円
5億円超～ 10億円以下	160,000円
10億円超～ 50億円以下	320,000円

エ 契約保証金（契約金額の **10/100 以上**の現金又は金融機関振出小切手（自己宛小切手））

- ・ 金融機関振出小切手（自己宛小切手）は、裏書き署名のあるものは無効です。
- ・ 契約保証金は申出により、売買代金の一部に充当できます。
- ・ 契約者が納入期限までに譲渡代金を完納しないときは、契約保証金は、県に帰属することになりますので注意してください。

オ 暴力団等の排除に関する誓約書（20 ページ参照）

#### (3) 売買代金

契約締結時にお渡しする納入通知書により期限（発行の日から起算して **30 日以内**）までに全額納入してください。

### 8 所有権の移転等

- (1) 売買代金全額の支払いがあったときに所有権が移転するものとし、売払物件を引き渡します。
- (2) 物件は現状のまま引渡しをします。ただし、現地に設置している売却案内の看板のみ、県において撤去します。
- (3) 物件調書等と現況とが相違する場合には、現況が優先します。
- (4) 所有権の移転登記は、売払物件の引渡し後、買受人の請求により県が行います。
- (5) 所有権移転登記に当たって必要なもの
  - ア 現在事項全部証明書（法人の場合） 1部  
又は住民票抄本（個人の場合） 1部
  - イ 印鑑（登録）証明書 1部
  - ウ 登録免許税納付の領収証書

#### 【参考】

- ・ 登録免許税額  
土地 登録免許税額＝固定資産税評価額×15/1000（百円未満切捨）
- ・ 納付方法  
金融機関において契約時にお渡しする納付書で全額納付してください。

### 9 用途の制限

物件引渡しの日から5年間は、以下の用途に用いることができません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項、第5項、第13項に規定する営業

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所

#### 10 入札不調物件の売払申込

今回売却する物件で、入札不調となった物件については、入札時に示した最低売却価格以上での随意売払（先着順）の申込を入札後から受け付けます。

購入を希望される方は、24 ページの県有地売払申込書に必要事項を記載の上、法人の場合は現在事項全部証明書、個人の場合は住民票抄本、印鑑（登録）証明書（個人、法人いずれも）を添付して管財課まで申し込んでください。

## 物 件 調 書

### 【旧新潟地域振興局舎駐車場跡地】

最低売却価格	265,000,000円				
所在地	新潟市中央区川岸町三丁目21番1				
実測面積 (公簿面積)	3,289.84㎡ (3,289.84㎡)	地目	宅地	形状	明細図のとおり
接面道路の幅員 及び構造	北側で幅員約10.5mの市道(中央2-67号線) 東側で幅員約8.4mの市道(中央2-70号線) 南側で幅員約11mの市道(川岸町一番堀通町線)				
法令等に基づく制限	都市計画区域	市街化区域			
	用途地域	第二種住居地域			
	指定建ぺい率	60%	指定容積率	200%	
	その他の制限	準防火地域 道路斜線制限△1.25、隣地斜線制限20m+△1.25 日影規制 4m 5-3h			
私道の負担等に関する事項	負担の有無	なし	負担の内容		
供給処理 施設の状況	事業所名			電話番号	
	電気	引込可	東北電力株式会社	0120-175-466	
	上水道	引込可	新潟市水道局	0120-411-002	
	下水道	引込可	新潟市東部地域下水道事務所	025-281-9560	
交通機関 (現地から)	バス	新潟交通「BSN前」 約0.1km			
	鉄道	JR越後線「白山駅」 約0.6km			
公共施設 (現地から)	施設名		現地からの距離		
	新潟市立鏡淵小学校		約0.8km		
	新潟市立白新中学校		約0.6km		
	新潟市役所本館		約1.3km		



- ・ 現状での引渡しになります。土地の造成等については応じられません。
  - ・ 現況と物件調書等とが相違する場合には、現況が優先します。
  - ・ 地耐力調査、埋設物調査及び土壌汚染調査は実施していません。
  - ・ 当該敷地はＪＲ線路が近く、埋設されているＰＣ杭（136本）を撤去した場合、地盤が緩み線路への影響が懸念されたことから、杭を撤去せずに残置しています。詳細はP9の杭伏図のとおりです。
  - ・ 市街化区域において開発区域が1,000㎡以上の開発行為を行う場合は、事前に市長の許可が必要になります。詳しくは新潟市中央区役所建設課（電話番号：025-223-7410）へお問合せください
  - ・ 3,000㎡以上の土地の形質の変更をする場合は、変更に着手する日の30日前までに新潟市に土壌汚染対策法第4条の届出が必要です。詳しくは新潟市環境対策課（電話番号：025-226-1367）へお問合せください。
  - ・ 当該敷地は埋蔵文化財包蔵地に該当していませんが、開発行為等を行う場合は、埋蔵文化財包蔵地の有無について新潟市に照会を行う必要があります。詳しくは新潟市歴史文化課（電話番号：025-226-2580）へお問合せください。
  - ・ 越境物が発見された場合、越境物に関する隣接地権者との協議は新潟県では行いませんので、買受人において隣接地権者と協議を行ってください。
- ※ 接道等、再建築に関することは、入札前に新潟市建築行政課へ問合せを行うなど、必ず状況を確認した上で入札に参加してください。
- ※ 物件の現況、諸規制については必ず各自でご確認ください。

【現地説明会】

日 時：令和2年9月8日（火）午前10時から

場 所：物件の所在地

※ 現地に駐車場はありません。

※ 参加希望者は前日までに管財課財産管理係へ電子メール又は電話でご連絡ください。電子メールの場合、タイトルを「旧新潟地域振興局舎駐車場跡地 現地説明会 申込み」とし、本文に、法人名（個人名）、住所、担当者名、連絡先電話番号、参加人数を記載してください。

メールアドレス ngt010080@pref.niigata.lg.jp

電 話 番 号 025-280-5064

【入札及び開札】

日 時：令和2年10月9日（金）午前10時から

会 場：県庁16階 入札室

新潟市中央区新光町4番地1

※ 入札参加希望者は、本案内の内容（入札心得、県有財産売買契約書を含む）をよく承知した上で入札してください。

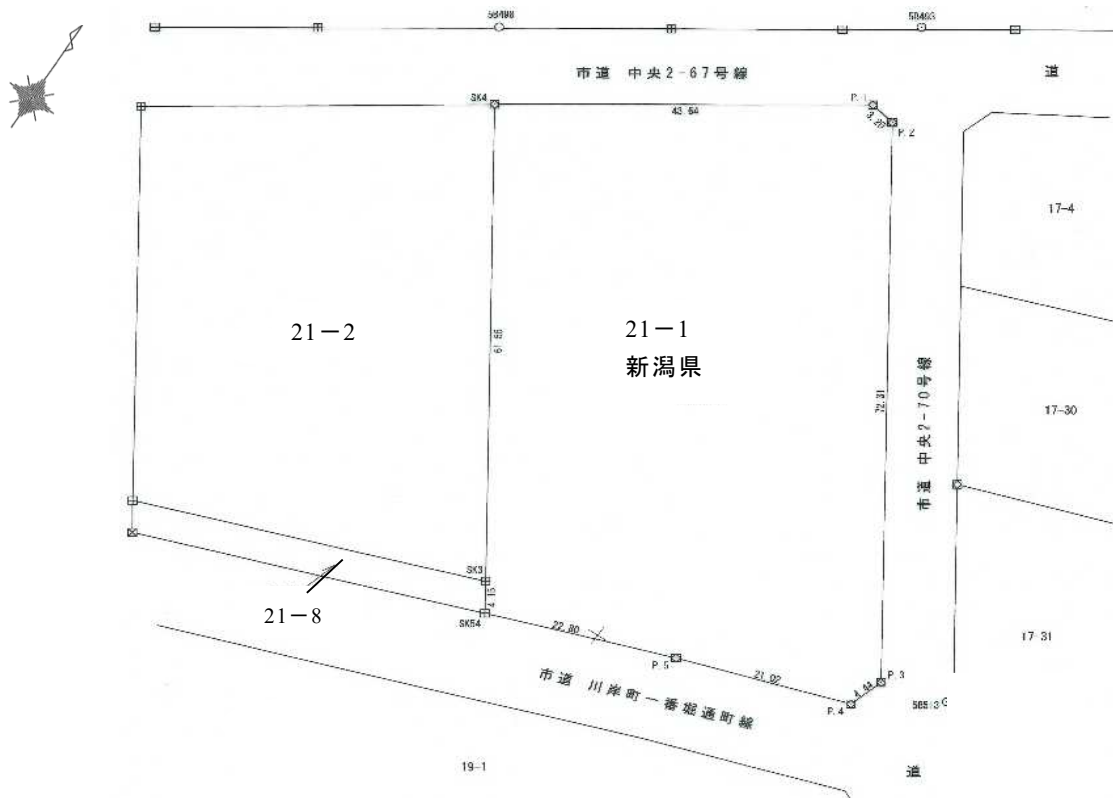
※ 本案内の内容（入札心得、県有財産売買契約書を含む）に修正がある場合、または本案内の内容に関して入札参加希望者からの質問があり周知すべき回答であると県で判断した場合、新潟県ホームページ「新潟県有地売却のご案内」に掲載しますので、入札日の前日まで定期的に確認してください。

案 内 図



出典：国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成

明 細 図





# 入札心得

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、本入札心得を熟読の上、入札してください。

なお、入札参加者は、入札執行職員の指示に従うものとします。

## 1 入札参加者

- (1) 入札に参加することができる者は、入札及び開札時に会場に参集した者としてします。
- (2) 入札には、入札参加者本人又は本人の委任状（17～18 ページ参照）を持参した代理人のみが参加できるものとします。入札者が代理人であるとき（例：法人の代理で社員が入札するとき）は、入札前に必ず委任状を入札執行職員に提出してください。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 及び新潟県暴力団排除条例第 2 条に該当する者は、入札に参加できません。
- (4) 共有名義を希望する場合は連名で入札してください。この場合来場者は共有者のうち 1 人で結構です。
- (5) 登記名義人となるのは落札者本人です。中間省略登記には応じません。

## 2 入札の方法

- (1) 入札参加者は、入札の際、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の金額を現金又は金融機関振出小切手で納めなければなりません。

なお、この入札保証金は、開札完了後速やかに、落札者を除き、保証金を納付したとき発行した領収書と引換えに入札者に還付します。ただし、契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金は、当該契約書を交換したときにおいて契約保証金の全部又は一部に充当します。
- (2) 入札書（13～16 ページ参照）の提出は、二枚封筒とし、入札書は中封筒に密封の上、中封筒の封皮には入札者本人の住所及び氏名等を記入し、外封筒には中封筒及び入札保証金を密封し、中封筒同様、その封皮に入札者本人の住所及び氏名等を記入してください。封筒の大きさ・色は自由です。（19 ページ参照）
- (3) 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又

は取消しはできません。

### 3 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 一般競争入札の参加資格がない者のした入札又は代理人で代理権の確認を受けてない代理人がした入札
- (2) 入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な記載事項が識別し難い入札
- (3) 入札保証金を納付しない者又は入札保証金が入札金額の100分の5の額に達しない者がした入札
- (4) 同一の入札者が1物件につき2つ以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (5) 入札参加者の押印すべき場所に押印のない入札
- (6) 入札書の金額を訂正した入札
- (7) 脅迫による入札
- (8) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたと入札執行職員が認める場合における全部の入札

### 4 開札

- (1) 開札は、入札会場において入札者の面前で行います。
- (2) 開札会場には、入札参加者（代理人を含む）以外の者は原則として入場することができません。

### 5 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者とします。
- (2) 落札となるべき同価格の入札者が二人以上あるときは、その会場において、当該入札者のくじ引きにより落札者を決定します。この場合、当該入札者はくじ引きを辞退できません。
- (3) 落札者が落札の日から30日以内に契約を締結しないときは、その入札は無効となります。この場合の入札保証金は、県に帰属することになります。

## 6 契約に関する事項

(1) 落札者は、契約の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を現金又は金融機関振出小切手で納めなければなりません。

なお、契約保証金は、申出により売買代金の一部に充当することができます。

(2) 所有権の移転時期は、売買代金の支払いを完了した時とし、所有権の移転があった時、譲渡物件の引渡しをしたものとします。

## 7 その他

(1) 入札参加者は、運転免許証又は健康保険被保険者証等、身分を証する書面等を呈示してください。

(2) 入札書については、入札開始後、すぐに提出できるようにあらかじめ用意してください。

(3) 開札後、入札調書を公表します。入札参加者の氏名及び入札金額が公開されますが、あらかじめご承知おきください。

(4) 入札参加者全員の不備等により不調となった場合、再入札は行いません。

(5) その他の入札に関する必要な事項は、新潟県財務規則に定めるところによります。

# 入 札 書

1 入札金額

--	--	--	--	--	--	--	--

2 入札保証金

--	--	--	--	--	--	--	--

3 入札物件

物件番号	所在地	地目	面積 (㎡)

新潟県財務規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

新潟県知事 花角 英世 様

# 《記 載 例》 入 札 書

## 1 入札金額

¥	3	0	0	0	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※最低売却価格以上の額をご記入ください。

## 2 入札保証金

¥	1	5	0	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---

※契約金額の5%以上の金額が必要です。

## 3 入札物件

物件番号	所在地	地目	面積 (㎡)
02-2	新潟市中央区川岸町三丁目21番1	宅地	3,289.84

新潟県財務規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札します。

令和 2 年 10 月 9 日

住 所 新潟市中央区新光町4-1

氏 名 管財商事株式会社  
代表取締役 甲野 太郎

印

新潟県知事 花角 英世 様

※入札金額・入札保証金の金額の頭に「¥」マークを付けること。

※法人の場合は、代表者印を押印すること。



# 入 札 書

1 入札金額

--	--	--	--	--	--	--	--

2 入札保証金

--	--	--	--	--	--	--	--

3 入札物件

物件番号	所在地	地目	面積 (㎡)

新潟県財務規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

代理人氏名

印

新潟県知事 花角 英世 様

(代理人による場合)  
 ≪記 載 例≫  
 入 札 書

1 入札金額

¥	3	0	0	0	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※最低売却価格以上の額をご記入ください。

2 入札保証金

¥	1	5	0	0	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※契約金額の5%以上の金額が必要です。

3 入札物件

物件番号	所在地	地目	面積 (㎡)
02-2	新潟市中央区川岸町三丁目21番1	宅地	3,289.84

新潟県財務規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札します。

令和 2 年 10 月 9 日

住 所 新潟市中央区新光町4-1

氏 名 管財商事株式会社  
 代表取締役 甲野 太郎

代理人氏名 乙山 花子

印

新潟県知事 花角 英世 様

※入札金額・入札保証金の金額の頭に「¥」マークを付けること。  
 ※代理人押印（委任状と同じ）があること。（本人の押印はいりません）

# 委任状

私は 印 を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

件名

県有地（所在地： ）売却

上記の入札及び見積に関する一切の件

令和 年 月 日

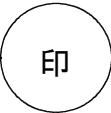
住所

氏名

印

新潟県知事 花角 英世 様

# 《記 載 例》 委 任 状

私は 乙山 花子  を代理人と定め、下記の権限を委任します。

## 記

件 名


県有地(所在地：新潟市中央区川岸町三丁目21番1)売却

上記の入札及び見積に関する一切の件

令和 2 年 10 月 9 日

住 所 新潟市中央区新光町4-1

氏 名 管財商事株式会社  
代表取締役 甲野 太郎

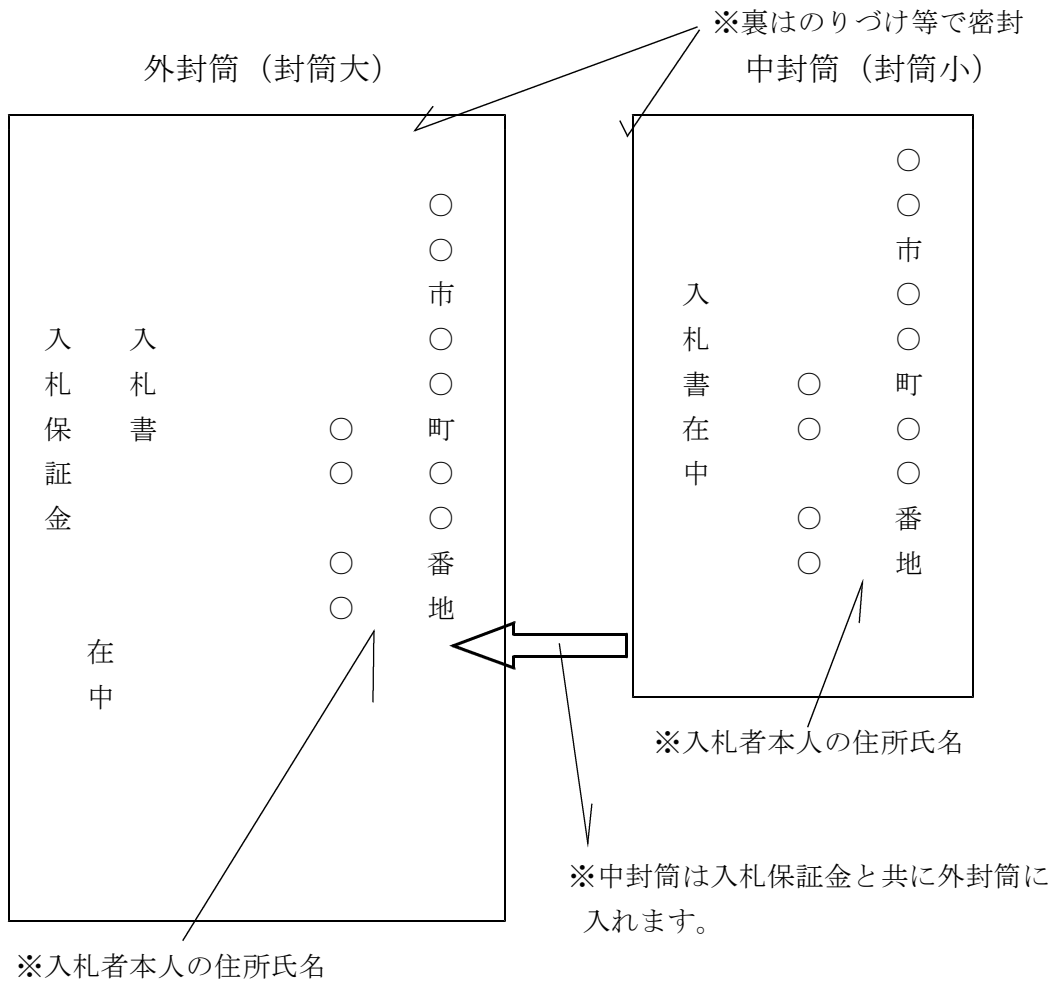
 代表者印

新潟県知事 花角 英世 様

※法人の場合は、代表者印を押印すること。

※代理人の印は、入札書（見積書）と同じ印であること。

## 「封筒」記載例



※各封筒の大きさ、色は自由

## 暴力団等の排除に関する誓約書

令和 年 月 日

甲 新潟県知事 殿

乙 住所

氏名

私は、新潟県と県有財産売買契約を締結し、その債務を履行するに際し、次の事項を誓約します。

- 1 自社（契約者が個人である場合にはその者）又は自社の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）は、契約締結から履行が完了するまでの間、次のいずれにも該当することはありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
  - (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - (7) (3) から (6) に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 2 1の誓約事項に虚偽の内容があった場合には、新潟県に契約の解除権及びこれに伴う損害賠償請求権が生じることを認めます。

# 県有財産売買契約書

売主新潟県（以下「甲」という。）と買主〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により県有財産売買契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件及び売買代金）

第2条 甲は、その所有する末尾記載の売買物件（以下「売買物件」という。）を乙に、金〇〇〇〇円で売り渡す。

（契約保証金）

第3条 乙は、契約保証金として金〇〇〇〇円（売買代金の100分の10以上）を、この契約締結と同時に甲に納入するものとする。

2 前項の契約保証金には、利子を付さないものとする。

（売買代金の支払）

第4条 乙は、売買代金を、甲の指定する方法により、一括して令和〇〇年〇〇月〇〇日（以下「指定期日」という。）までに支払わなければならない。ただし、第5条の規定により、乙から甲に契約保証金の充当の申し出があった場合は、売買代金から乙が納入済の契約保証金を除く金額を支払うものとする。

2 乙は、前項に定める指定期日までに売買代金を支払わないときは、指定期日の翌日から支払の日までの期間について、その未払額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

（契約保証金の充当）

第5条 甲は、乙が第3条第1項に定める契約保証金を売買代金の一部に充当するよう甲に申し出て、かつ、前条第1項の規定による売買代金の支払を完了したときは、契約保証金を甲において売買代金に充当する。

（契約保証金の処分）

第6条 甲は、乙が指定期日までに第4条第1項の規定による売買代金の支払を完了しないとき、又はその指定期日までに第13条の規定によりこの契約を解除したときは、契約保証金を没収し、なお損害額に及ばないときは、その不足額を徴収できるものとする。

（所有権の移転時期及び売買物件の引渡し）

第7条 売買物件の所有権は、乙が第4条第1項の規定による売買代金の支払を完了したときに甲から乙に移転する。

2 前項の規定により売買物件の所有権が移転したとき、売買物件の引渡しをしたものとする。

(登記の嘱託)

第8条 乙は、前条の規定により売買物件の所有権が移転したときは、速やかに甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲はその請求により、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

2 前項の所有権移転登記に要する登録免許税その他の経費は、乙の負担とする。

(危険負担)

第9条 この契約締結後、売買物件が甲の責めに帰することができない理由により滅失し、又はき損した場合は、その損失は乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、この契約締結後、売買物件に面積の不足その他契約の内容に適合しないことを発見しても、甲に対して契約内容不適合を理由とする追完請求、代金減額請求、契約の解除、損害賠償請求等を行うことができない。

(用途の制限事項)

第11条 乙は、売買物件の引渡しの日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業その他これに類する業の営業に供することはできない。

2 乙は、売買物件の引渡しの日から5年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供することはできない。

(実地調査等)

第12条 甲は、前条に定める期間が満了するときまで必要に応じて、乙に対し、所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合、乙は、報告若しくは資料の提出を怠り又は実地調査を拒み若しくは妨げてはならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その役員等(乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) その役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用したと認



められるとき。

(4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、何らの催告をしないで、この契約を解除することができる。

3 乙は、前2項の規定に基づく契約解除により損害を受けた場合であっても、甲に損害賠償を請求できない。

(損害賠償)

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、甲の定める損害賠償金を甲に支払うものとする。

(契約の費用)

第15条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第16条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

(管轄裁判所)

第17条 本契約に関する訴訟は、新潟県庁所在地を管轄する新潟地方裁判所を管轄裁判所とするものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
甲 新潟県  
代表者 新潟県知事 花角 英世

住所  
乙(称号)  
氏名又は代表者職氏名

土地(土地の定着物を含む。)

所在	地目	数量			
		公簿面積		実測面積	
新潟市中央区川岸町三丁目21番1	宅地	3289	84	3289	84
合計		3289	84	3289	84

令和 年 月 日

新潟県知事 花角 英世 様

申込人 住 所  
氏 名  
電 話 ( ) 印

## 県有地売払申込書

以下の県有地の売払いを申し込みます。

物件番号	所在地	面積 (㎡)	価 格
02-2	新潟市中央区川岸町三丁目21番1	3,289.84	

私は、新潟県が実施する上記県有地の売払いにあたり、次の事項を誓約のうえ申し込みます。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者ではありません。
- 2 過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第7号までの規定に該当したことはありません。
- 3 新潟県暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者ではありません。
- 4 売払申込にあたり、売払物件、売買契約条件、物件調書の内容等をすべて承知のうえ申し込みます。後日、これらの事柄について新潟県に対し一切の異議及び苦情を申し立てません。

受 付 No.

受付スタンプ
--------

### 【添付書類】

- 1 住民票抄本（法人の場合は現在事項全部証明書）
- 2 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）